

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年10月1日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法
朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類
定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象
対象部局 教育課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点
① 合規性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容
監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程
監査委員事務局にて
令和7年9月1日から 令和7年9月30日まで
7. 監査の結果
監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

(指摘事項)

〔支出事務〕
物品の購入において、その納品日が支出負担行為決裁日前になっているものが複数あった。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年10月1日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法
朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類
定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象
対象部局 農林課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点
 - ① 合规性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
 - ② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
 - ③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容
監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程
監査委員事務局にて
令和7年9月1日から 令和7年9月30日まで
7. 監査の結果
監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

(指摘事項)

〔契約事務〕
道路改良工事の入札事務において、最低制限価格調書の最低制限価格は正しく算定されていたが、その最低制限価格を記載している指名通知書には誤った額(控除すべき額が反映されていない額)が記載されていた。なお、入札結果への影響は見られなかった。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年10月1日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法
朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類
定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象
対象部局 農地等・林道災害対策室
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点
 - ① 合规性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
 - ② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
 - ③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容
監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程
監査委員事務局にて
令和7年9月1日から 令和7年9月30日まで
7. 監査の結果
監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

(指摘事項)

〔契約事務〕
(1) 林道災害復旧工事の入札事務において、最低制限価格調書の最低制限価格は正しく算定されていたが、その最低制限価格を記載している指名通知書には誤った額(控除すべき額が反映されていない額)が記載されていた。なお、入札結果への影響は見られなかった。
(2) 農業用施設改修工事において、契約書に仕様書の添付がされていなかった。